

○丹波篠山市水道事業給水条例施行規則

平成11年4月1日

規則第156号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第18条）

第3章 給水（第19条—第24条）

第4章 料金及び手数料等（第25条—第28条）

第5章 管理（第29条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、丹波篠山市水道事業給水条例（平成11年篠山市条例第203号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 開発行為 条例第6条によるものとする。
- (2) 事業者 開発行為を行うものをいう。

（給水区域）

第3条 条例第2条の規定による公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が定めた区域とは、「丹波篠山市水道給水区域図」によるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び付属用具）

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターボックスその他付属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込み及び竣工届）

第5条 条例第5条第1項の規定による給水装置の新設、改造、修繕、臨時の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）の提出をもって行う。

2 給水装置工事が完了したときは、給水装置竣工届（様式第4号）の提出をもって行う。

（利害関係人の同意書の提出）

第6条 条例第5条第2項の規定による市長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提

出者はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。(様式第2号)

給水装置所有者の「給水管所有者分岐同意書」(給水装置工事申込書)

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。(様式第3号)

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。

給水装置工事申込み者の誓約書(様式第5号)

(開発等の事前協議書)

第7条 条例第6条の協議は、開発給水協議書(様式第16号)の提出をもって行う。

2 前項に定めた内容を変更する場合は、事前に開発給水変更協議書(様式第17号)を提出し協議しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する開発給水協議書又は前項に規定する開発給水変更協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に開発給水(協議・変更協議)に関する回答書(様式第18号)により回答する。

(給水協力金)

第8条 前条の区域の給水に応じた場合においては、事業者は、市長が定める別の方法による算出で1日最大計画給水量を元に得られた対象水量1立方メートルにつき、280,000円を給水協力金として納付しなければならない。この場合において、当該給水協力金の算定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 既納の給水協力金は、還付しない。ただし、前条第2項の規定による開発給水変更協議(給水開始前の変更協議に限る。)により、給水協力金に超過額が生じたときは、還付することができる。

3 給水協力金は、水源開発費及び施設改良費に充てるものとする。

(工事費の費用負担)

第9条 開発行為にかかる区域に給水するための新設又は改良される水道施設の工事費は、すべて事業者の負担とする。

(給水装置の構造及び材質の基準)

第10条 市長は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、丹波篠山市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による市長が求めた証明が提出されないときは、当該

構造及び材質の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 条例第9条の規定による市長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの
- (2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、前項の規定により市長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

3 市長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構築物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分界点は、受水タンクの入水口のメーターまでとする。

(給水管の口径)

第12条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第13条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては120センチメートル以上、私道内においても120センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

第14条 配水管又は道路に埋設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管（ポリエチレンパイプ）

- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管（鋳鉄管・硬質塩化ビニール管）
- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、市長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

（メーターの設置位置等）

第15条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として、建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として、給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

（メーターの設置基準）

第16条 条例第17条第2項の規定による給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、市長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

（受水タンク以下装置）

第17条 条例第17条第2項の規定による使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用が異なるとき。
- 2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第2号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
- (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。
- ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸ごとにメータ

一を設置することができる。

イ 非住宅部分について、市長が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

3 前項各号の共用部分について市長が特に必要と認めるときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

4 メーターを設置する受水タンク以下装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、市長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

6 メーターは、あらかじめ市長に届け出て条例第8条第1項に規定する市長が指定する者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。

7 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の装置)

第18条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

第3章 給水

(給水管防護の措置)

第19条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を

講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず、防寒措置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

第20条 条例第14条の規定による給水の申込みは、上・下水道使用(開始・中止・廃止)届(様式第6号)の提出をもって行う。

(代理人の選定届等)

第21条 条例第15条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選定(変更)届(様式第7号)により行う。

(メーターの損害弁償)

第22条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又は損傷したときは、メーター亡失(損傷)届(様式第8号)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、条例第18条第3項の規定によるメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第23条 条例第19条の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を廃止又は中止しようとするときは、上・下水道使用(開始・中止・廃止)届(様式第6号)の提出をもって行う。
- (2) メーターの口径を変更しようとするときは、給水装置口径変更届(様式第9号)の提出をもって行う。
- (3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届(様式第10号)の提出をもって行う。
- (4) 給水装置の使用者又は所有者に変更があったときは、上・下水道使用者・所有者名義変更届(様式第11号)の提出をもって行う。
- (5) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届(様式第12号)の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第24条 条例第22条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第13号)の提出をもって行う。

第4章 料金及び手数料等

(料金等の納入期限)

第25条 条例の規定による徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては納入通知書を発した翌月の10日(以下「支払期限日」という。)とする。ただし、料金支払義務発生の日(以下「支払日」という。)の翌日から起算して50日以内に支払うものとする。

(過誤納による清算)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、発覚後直ちに料金を清算する。

(使用水量の認定基準等)

第27条 条例第26条の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があつたときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があつた期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量その他の事実を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。

(料金等の軽減又は免除)

第28条 条例第31条の規定による軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) 市長が別に定める1か月当たりの使用水量を超えて水道を使用した場合において、当該超えた部分の使用水量に係る料金
- (4) その他市長が公益上特別の理由があると認めたもの

2 前項各号の規定による料金等の軽減又は免除に係る申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書により行うものとする。ただし、市長が認める特別な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 前項第3号の料金等の軽減又は免除に係る申請 市長が別に定める申請書
- (2) 前項第3号以外の料金等の軽減又は免除に係る申請 上下水道料金軽減申請書(様式第14号)

3 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

## 第5章 管理

(措置命令)

第29条 条例第34条の規定による措置の指示は、給水措置の管理義務違反

に関する指示書（様式第15号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（水道使用上の注意）

第30条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第31条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

（委任）

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の日の前日までに、合併前の篠山町給水条例施行規則（平成10年篠山町公営企業規則第7号）、西紀町水道事業給水条例施行規則（昭和51年西紀町規則第3号）、丹南町水道事業給水条例施行規則（昭和56年丹南町規則第8号）又は今田町簡易水道給水条例施行規則（平成10年今田町規則第7号）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（適用区分）

3 給水協力金については、第8条の規定にかかわらず、平成11年6月30日までの間、合併前の篠山町給水条例施行規則、西紀町水道事業給水条例施行規則、丹南町水道事業給水条例施行規則又は今田町簡易水道給水条例施行規則の規定の例によるものとする。

附 則（平成11年5月14日規則第179号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月14日規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月14日公企規則第2号）

この規則は、平成15年5月14日から施行する。

附 則（平成15年10月15日公企規則第3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月5日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日規則第30号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成30年5月31日規則第13号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第23号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第31号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第12号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日規則第20号）

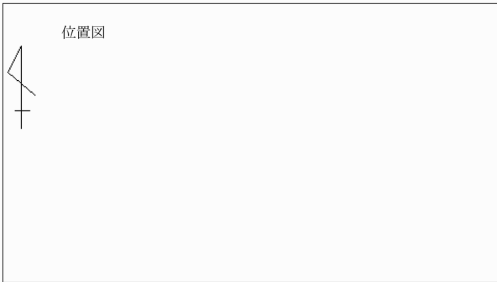
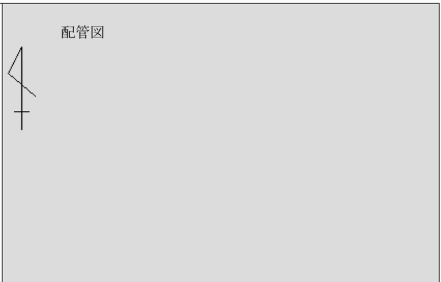
この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

給水装置工事申込書

丹波篠山市長 様										受付番号		受付日		年 月 日							
工事種別(該当に○印) 新 築 改 造 修 繕 臨 時										部 長	課 長	副 課 長	課 長 補 佐	係 長	係						
メーター口径		メーター個数		工事予定日						年 月 日											
用 途 別 (該当に○印)		一般住宅	高層住宅	商店	工場	飲食店	官公署	事務所													
臨 時		その 他 備考								施 設 別											
戸 数	階 数	希望水量	t/日	受水槽	t	高架タンク	t														
工 事 場 所										道 路 種 別											
住 所										国道・県道・市道・私道・農道・その他											
フリガナ										アスファルト・コンクリート・砂利・その他											
氏 名										TEL		道路申請		要・不要		許可年月日		年 月 日			
代 理 人										費 用											
住 所										内 訳		金 額		入 金 日		担 当					
氏 名										TEL		加 入 金		¥		円		年 月 日			
支 管 分 岐 承 諾 書 (様式第2号)										給水装置番号		設 計 審 査 費		¥		円		年 月 日			
住 所										TEL		竣 工 検 査 費		¥		円		年 月 日			
氏 名										TEL		工 事 番 号 (許 可 番 号)		年 月 日							
土 地 家 屋 使 用 承 諾 書 (様式第3号)										場 所		口 径		"/延長		m					
住 所										TEL		一 次 検 査		年 月 日		担 当 ( )		工 事 用 水			
氏 名										TEL		開 検 届		年 月 日		工 事 完 成 予 定 日		年 月 日			
指 定 工 事 業 者 (工 事 施 工 者)										住 所		メーター		口径		"/		引 渡 日		年 月 日	
主 任 技 術 者										TEL		メーター		台 数		No.					

委 任 状 私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を市に委任致します。 委任者 _____ (印)	備考
指定給水装置工事業番号 _____	



位置図			配管図		
					
使 用 材 料					
項 目	形 状 ・ 寸 法	数 量	項 目	形 状 ・ 寸 法	数 量

様式第2号(第6条関係)

給水装置工事申込書

丹波篠山市長 様										受付番号		受付日		年 月 日									
工事種別(該当に○印) 新 築 改 造 修 繕 臨 時										部 長		課 長		副 課 長		課 長 補 佐		係 長		係			
メーター口径		"/		メーター個数		工事予定日				年 月 日													
用 途 別 (該当に○印)		一般住宅		高層住宅		商 店		工 場		飲 食 店		官 公 署		事 務 所									
臨 時		其 他		備 考				施 設 別															
戸 数		階 数		希望水量		t/日		受水槽		t		高架タンク		t									
工 事 場 所										道 路 種 別		国道・県道・市道・私道・農道・その他											
住 所										アスファルト・コンクリート・砂利・その他													
申 込 者 フリガナ										道 路 申 請		要・不要		許 可 年 月 日		年 月 日							
氏 名										TEL													
代 理 人 住 所										費 用		内 訳 金		額 入 金		日 担 当							
氏 名										TEL													
支 管 分 岐 承 諾 書 (様式第2号)										給水装置番号		加 入 金		¥		円		年 月 日					
住 所										設 計 審 査 費		¥		円		年 月 日							
氏 名										TEL		竣 工 検 査 費		¥		円		年 月 日					
土 地 家 屋 使 用 承 諾 書 (様式第3号)										場 所		口 径		"/		延長		m					
住 所										工 事 番 号 (許 可 番 号)		年 月 日											
氏 名										TEL		一 次 検 査		年 月 日 担 当 ( )		工 事 用 水							
指 定 工 事 業 者 (工 事 施 工 者)										住 所		開 給 届		年 月 日		工 事 完 成 予 定 日		年 月 日					
氏 名										TEL		メ ー タ ー		口 径		"/		引 渡 日		年 月 日		メ ー タ ー 台 帳 番 号	
主 任 技 術 者										TEL													

委 任 状 私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を市に委任致します。 委任者 _____ (印)	備考
指定給水装置工事業番号 _____	

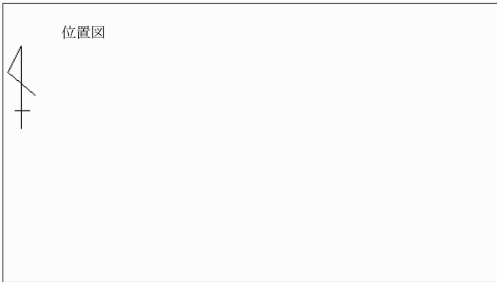
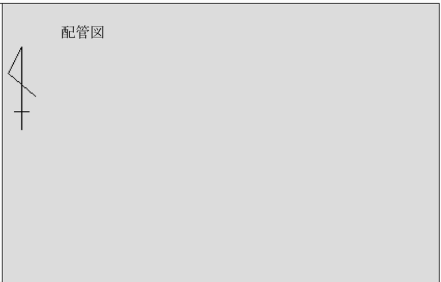
位置図			配管図			
						
使 用 材 料						
項 目	形状・寸法	数 量	項 目	形状・寸法	数 量	

様式第3号(第6条関係)

給水装置工事申込書

丹波篠山市長 様										受付番号		受付日		年 月 日													
工事種別(該当に○印) 新 築 改 造 修 繕 臨 時										部 長		課 長		副 課 長		課 長 補 佐		係 長		係							
メーター口径		"/		メーター個数		工事予定日				年		月		日													
用 途 別 (該当に○印)		一般住宅		高層住宅		商 店		工 場		飲 食 店		官 公 署		事 務 所													
臨 時		其 他		備 考				施 設 別																			
戸 数		階 数		希望水量		t/日		受水槽		t		高架タンク		t													
工 事 場 所										道 路 種 別		国道・県道・市道・私道・農道・その他															
住 所										道 路 種 別		アスファルト・コンクリート・砂利・その他															
申 込 者 フリガナ										道 路 申 請		要・不要		許 可 年 月 日		年		月		日							
氏 名										TEL																	
代 理 人 住 所										費 用		内 訳 金		額 入 金		日 担 当											
氏 名										TEL																	
支 管 分 岐 承 諾 書 (様式第2号)										給水装置番号		加 入 金		¥		円		年		月		日					
住 所										設 計 審 査 費		¥		円		年		月		日							
氏 名										TEL		竣 工 検 査 費		¥		円		年		月		日					
土 地 家 屋 使 用 承 諾 書 (様式第3号)										場 所		口 径		"/		延長		m		工 事 番 号 (許 可 番 号)		年		月		日	
住 所										TEL		一 次 検 査		年		月		日 担 当 ( )		工 事 用 水							
氏 名										TEL		開 始 届		年		月		日		工 事 完 成 予 定 日		年		月		日	
指 定 工 事 業 者 (工 事 施 工 者)										主 任 技 術 者		メ ー タ ー		口 径		"/		引 渡 日		年		月		日		メ ー タ ー 台 帳 番 号	

委 任 状 私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を市に委任致します。 委任者 _____ (印)	備考
指定給水装置工事業番号 _____	

位置図			配管図		
					
使 用 材 料					
項 目	形 状 ・ 寸 法	数 量	項 目	形 状 ・ 寸 法	数 量

様式第4号(第5条関係)

給水装置竣工届

丹波篠山市長 様  年月日  申込者 住所 氏名  下記のとおり給水装置工事を完了しましたから、検査をお願いいたします。										工事番号		受付日		年 月 日		
										部 長		課 長	副 課 長	課長補佐	保 長	係
										施設別						
										完成検査						
工事場所										検査員						
着手										立会者 (主任技術者)						
年 月 日		完成		年 月 日		検査希望日時		年 月 日 時		常圧 圧力:( )kg/cm <sup>2</sup> ×1.5=( )kg/cm <sup>2</sup> 時間: AM 時 分~ AM 時 分						
指定工事業者 (工事施工者)		住 所								配管材料		材質	口径φ	mm		
		氏 名								配管状態						
		担 当								メーター位置						
備考										道路復旧						
										その他						

配管図(竣工図)



メーター位置図

水圧テスト写真 } 添付  
工事写真 }

様式第5号(第6条関係)

部 長	課 長	副課長	課 長 補 佐	係 長	係

誓 約 書

丹波篠山市長 様

年 月 日

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

給水装置工事の場所

上記の給水装置工事施行について第三者から異議があっても、市に対してご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

様式第6号(第20条、第23条関係)

上・下水道使用（ 開始 ・ 中止 ・ 廃止 ）届

丹波篠山市長 様

お客様番号 — —			申込年月日 年 月 日	
契約者現住所 <small>(住民票・登記上の住所)</small>			TEL.	
ふりがな				
契約者氏名			TEL.	
※請求書・領収書の名前となります。店名・屋号の場合は、代表者の氏名を記入してください。				
開始	上水	下水	住所	TEL.
			氏名	続柄
中止				契約者同意
廃止				有 <input type="checkbox"/>

次のとおり、丹波篠山市水道事業給水条例、丹波篠山市下水道条例並びに丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例またはそれらに関する規則を遵守し届け出ます。

使用場所	丹波篠山市 TEL.			
	アパート名等			
日時	年 月 日 時頃			
料金支払方法	1. 直接納付      2. 口座振替 <small>(別途申込必要)</small> 3. 閉栓当日精算 <small>(平日 8:30~17:00)</small>			
納付書送付先 <small>(中止の場合は 転居先)</small>	住所	〒 TEL.		
	氏名			
用途	1. 一戸建      2. アパート      3. 業務・営業      4. 工場 5. 官公庁・学校      6. 公衆浴場      7. 自治会管理分      8. その他			

※上記太ワク部分をご記入ください。

区分	開閉栓状況	メータ関係							
		口径	番号	検満	指針				
1. 一般 2. 臨時	開栓				今回				
1. 撤去 2. 未撤去	閉栓棒 有 無 閉栓キャップ 有 無				前回				
決裁	課長	課長補佐	係長	係員	データ移動処理		処理担当者		受付者
					上水	下水	上水	下水	

様式第7号(第21条関係)

部長	課長	副課長	課長	補佐	係長	係	処 理	メーター 検針簿	・ ・ 印
								メーター 台帳	・ ・ 印

代理人選定(変更)届

年 月 日

丹波篠山市長 様

住所  
給水装置所有者  
氏名

次のとおり代理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	
代理人の住所、氏名	

様式第8号(第22条関係)

部長	課長	副課長	課長補佐	係長	係	処 理	メーター 検針簿	・ ・ 印
							メーター 台帳	・ ・ 印

No. \_\_\_\_\_

メーター亡失(損傷)届

年 月 日

丹波篠山市長 様

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住 所

氏 名

㊟

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(損傷)しましたのでお届けいたします。

なお、損料等については直ちに弁償いたします。

記

給水装置の場所	
(理由)	
<p>※ メーターの種別      口径      mm      番号</p> <p>有効年限      年      月      取付      年      月      日</p>	

様式第9号(第23条関係)

部長	課長	副課長	課長補佐	係長	係	処 理	メーター 検針簿	・ ・ 印
							メーター 台帳	・ ・ 印

給水装置口径変更届

年 月 日

丹波篠山市長 様

住所  
給水装置使用者  
氏名

㊟

次のとおり給水装置の口径を変更したいので届け出ます。

給水装置の場所								
給水装置の番号								
口径別 (ミリメートル)	新	13.	20.	25.	30.	40.	50.	75. ( )
	旧	13.	20.	25.	30.	40.	50.	75. ( )
変更年月日	年 月 日							

様式第10号(第23条関係)

部 長	課 長	副課長	課 長	補 佐	係 長	係	無収水量 認 定 簿	. . 印

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

丹波篠山市長 様

住 所  
消火栓使用者  
氏 名

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓の設置場所	
消 火 栓 の 種 別	地 上 式・地 下 式
演 習 使 用 日 時	月 日 時 分から 時 分まで

(処理欄)

水 量 m<sup>3</sup>

様式第11号(第23条関係)

## 上・下水道使用者・所有者名義変更届

次のとおり  上水道(給水装置)  下水道(排水設備) の  使用者  所有者 の名義を変更します。

丹波篠山市長 様

年 月 日

お客様番号
— —

申請者

住所

氏名

㊟

使用場所	丹波篠山市 TEL — —		
① 新名義	フリガナ		②との続柄
	氏名	㊟	
② 旧名義	フリガナ		
	氏名	㊟	
料金支払方法	1. 直接納付 2. 口座振替		
納付書発送先	住所	〒 — — TEL — —	
	氏名		
変更年月日	年 月 日変更		
変更理由	1. 使用者死亡 2. 世帯主変更 3. その他 ( )		

使用者名義変更の場合は、旧名義人の債務を継承することとなりますのでご注意ください。  
□は、該当事項にレ印を記入してください。※以下は市役所記入欄ですので、記入しないでください。

課長	課長補佐	係長	係
変更年月日	受付印	受付者印	処理者印
年 月 日変更			

様式第12号(第23条関係)

部長	課長	副課長	課長	補佐	係長	係	無収水量 認定簿	年 月 日

No. \_\_\_\_\_

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

丹波篠山市長 様

住 所

氏 名

消防用として下記のとおり水道を使用したいのでお届けいたします。

記

火 災 発 生	日 時			
	場 所			
使 用 し た 消 火 栓				
場 所	栓 数	時 間	水 量	適 用
		自午 時 分 分間 至午 時 分 分間	m <sup>3</sup>	
		自午 時 分 分間 至午 時 分 分間		
		自午 時 分 分間 至午 時 分 分間		
計		時間 分	m <sup>3</sup>	

様式第13号(第24条関係)

部長	課長	副課長	課長	補佐	係長	係

給水装置  
水質 検査請求書

年 月 日

丹波篠山市長 様

住 所  
請求者  
氏 名

次の理由により 給水装置  
水質の検査を請求いたします。

- 1 給水装置の場所
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

(注) 給水装置  
水質について該当する箇所を○で囲んでください。

様式第14号(第28条関係)

## 上下水道料金軽減申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 お客様番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

上下水道料金の軽減について、下記のとおり申請します。

使用場所	丹波篠山市		
還付により軽減を受けることが決定された場合の還付先口座			
	銀行 信金	( 普通 当座 )	口座番号
	信組 農協	カナ	
	支店	名義	

※ 水道業者記入欄（修理業者に記入を依頼して下さい。）

軽減を受けようとする事由（漏水内容等）			
修理 証明	上記漏水箇所については、これを修理しました。		
	指定業者	修理 年月日	年 月 日
	業者名 _____ ㊞		
住 所 _____			

● 添付書類…漏水現場写真（修理前漏水箇所・修繕中・修理後）

様式第15号(第29条関係)

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の  
使用者氏名  
又は  
給水装置の  
所有者氏名

様

丹波篠山市長



丹波篠山市水道事業給水条例第34条の規定に基づき、次のとおり指示します。

- 1 給水装置の設置場所
- 2 措置指示事項

丹波篠山市水道事業給水条例抜粋

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の検査等)

第33条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなお、これを改めないとき。

様式第16号（第7条関係）

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者  
住所  
氏名 ㊦  
電話番号

開発給水協議書

次の開発区域に上水道の給水を受けたいので、丹波篠山市水道事業給水条例施行規則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて協議を申し込みます。

記

- 1 事業の名称
- 2 開発区域の所在地番 丹波篠山市
- 3 開発区域の面積（㎡）
- 4 土地（建築物）の用途
- 5 計画給水人口（人）
- 6 1日最大給水量（㎡）
- 7 開発区域内の水道施設の概要
- 8 給水予定年月日 年 月 日
- 9 その他必要な事項

添付書類

- （1）位置図
- （2）水道施設計画図
- （3）現況写真
- （4）その他必要な図書

様式第17号（第7条関係）

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者  
住所  
氏名 ㊟  
電話番号

開発給水変更協議書

丹波篠山市水道事業給水条例施行規則第7条第2項の規定により、開発給水協議書の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて協議を申し込みます。

記

	変更前	変更後
変更前給水協定日		年 月 日
1 事業の名称		
2 開発区域の所在地番	丹波篠山市	丹波篠山市
3 開発区域の面積 (㎡)		
4 土地（建築物）の用途		
5 計画給水人口 (人)		
6 1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )		

7 開発区域内の水道施設の概要		
8 給水予定年月日	年 月 日	年 月 日
9 その他必要な事項		

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 水道施設計画図
- (3) 現況写真
- (4) その他必要な図書

様式第18号（第7条関係）

年 月 日

様

丹波篠山市長



開発給水（協議・変更協議）に関する回答書

年 月 日付で（協議・変更協議）のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1 適 別紙（給水協定書・給水変更協定書）の締結を条件として同意します。

2 否

（理由）

(別紙)

## 給水協定書

丹波篠山市長（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）とは、丹波篠山市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第6条の規定及び、丹波篠山市水道事業給水条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により、乙より 年 月 日付け（受付第 号） 開発給水協議書の提出があった給水について次のとおり協定する。

（開発行為の内容）

第1条 乙が行う開発行為は、次のとおりとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 開発区域の所在地番
- (3) 開発区域の面積
- (4) 土地（建築物）の用途
- (5) 計画給水人口（人）
- (6) 1日最大計画給水量（ $m^3$ ）

2 乙は、給水開始後、前項に定めた内容を変更する場合は、丹波篠山市開発行為に係る給水に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき、協議を行わなければならない。

（給水協力金）

第2条 乙は、規則第8条及び要綱第2条第3項に規定する給水協力金を、甲が指定する期日までに、全額納付しなければならない。

2 当該開発行為に係る給水協力金は、金 円である。

（工事の施工）

第3条 乙は、給水協議書の内容に従い、条例、施行規則及びその他の関係法令を遵守し、条例第8条の規定により、丹波篠山市水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に施工させなければならない。

2 乙は、工事の着手に当たっては、要綱第4条第1項に規定する着手届を甲に提出するものとする。

3 工事の施工においては、指定工事業者が、丹波篠山市が交付する指定工事業者必携に基づき施工しなければならない。

4 乙は、工事完了後遅滞なく要綱第4条第2項に規定する完了届を甲に提出し、甲の完了検査を受けなければならない。

5 乙は、完了検査後、量水器1次側50mm以上の配管又は甲の必要に応じて水道施設を甲に寄付しなければならない。

（協定事項の不履行等）

第4条 乙の責に帰すべき事由により、事業を中止し若しくは変更し、又は本協定に定

める義務を履行しない場合、その他工事の施工又は施設の設置に起因して生じた紛争及び損害について、乙は、乙の費用において、甲及び被害を受けた第三者に対して相当の賠償の責を負うものとする。

(1日最大計画給水量を上回る給水等)

第5条 乙又は給水装置所有者、使用者等が第1条の協定1日最大計画給水量を上回る給水を受けていることが明らかとなったとき、又は上回る給水が必要なことがわかったとき、その他開発給水協議書記載の内容を変更する必要があるときは、乙又は給水装置所有者、使用者等この協定に関係する給水に関わる者は、規則要綱に基づき協議を行い、この協定の変更手続を行うとともに、1日最大計画給水量を増量変更することで新たに必要となる給水協力金を甲に納付しなければならない。

(瑕疵担保)

第6条 乙は、公道及び開発地内の帰属道路等について、完了引渡し後又は帰属完了後であっても、道路管理者から本開発給水工事の施工上の瑕疵により道路に損害を与えたとして、原型復旧又は第三者への損害賠償等の指示があった場合は、修補又は損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の責は、完了引渡し後又は帰属完了後2年とする。ただし、その瑕疵が重大な過失により生じた場合は、5年とする。

(権利義務の承継)

第7条 乙は、本協定に定める事業を第三者に譲渡しようとする場合において、本協定書に定めた事項を全て事業譲受人に継承させるよう措置しなければならないものとし、事業譲渡の際、既に乙が負担していた義務は、乙及びその譲受人が連帯してその責を負うものとする。

2 前項に定める事業譲渡に当たっては、あらかじめ甲及び利害関係者又はその代表者に了解を得るとともに、事業譲渡の経過について報告し、その同意を得るものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定める事項に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項に関して、条例、規則及び要綱を遵守し、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 兵庫県丹波篠山市北新町41番地  
丹波篠山市長

乙

(別紙)

給水変更協定書

年 月 日付け、 と との間において協定した給水協定書は、 年 月 日付け(受付第 号) 開発給水変更協議書の提出により、改めて、丹波篠山市長(以下「甲」という。)と事業者 (以下「乙」という。)とにおいて、次のとおり変更協定を締結する。

(開発行為の変更内容)

第1条 開発行為の変更内容は、次のとおりとする。

	変更前	変更後
事業の名称		
開発区域の所在地番		
開発区域の面積		
土地(建築物)の用途		
計画給水人口(人)		
1日最大計画給水量		

2 乙は、この給水変更協定による給水開始後、前項に定めた内容を変更する場合は、丹波篠山市開発行為に係る給水に関する要綱(以下「要綱」という。)第6条に基づき、協議を行わなければならない。

(給水協力金)

第2条 乙は、丹波篠山市水道事業給水条例施行規則(以下「規則」という。)第8条及び要綱第2条第3項に規定する給水協力金を、甲が指定する期日までに、全額納付しなければならない。

2 当該開発行為にかかる給水協力金は、金 円である。

(工事の施工)

第3条 乙は、給水協議書の内容に従い、丹波篠山市水道事業給水条例(以下「条例」という。)、規則及びその他の関係法令を遵守し、条例第8条の規定により、丹波篠山市水道事業指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)に施工させなければならない。

2 乙は、工事の着手に当たっては要綱第4条第1項に規定する着手届を甲に提出するものとする。

3 工事の施工に於いては、指定工事業者が、丹波篠山市が交付する指定工事業者必携に基づき施工しなければならない。

4 乙は、工事完了後遅滞なく要綱第4条第2項に規定する完了届を甲に提出し、甲の完了検査を受けなければならない。

5 乙は、完了検査後、量水器1次側50mm以上の配管もしくは、甲の必要に応じて水道施設を甲に寄付しなければならない。

(協定事項の不履行等)

第4条 乙の責に帰すべき事由により、事業を中止し若しくは変更し、又は本協定に定める義務を履行しない場合、その他工事の施工若しくは施設の設置に起因して生じた紛争及び損害について、乙は、乙の費用において、甲及び被害を受けた第三者に対して相当の賠償の責を負うものとする。

(1日最大計画給水量を上回る給水等)

第5条 乙又は給水装置所有者、使用者等が第1条の協定1日最大計画給水量を上回る給水を受けていることが明らかとなったとき、又は上回る給水が必要なことがわかったとき、その他開発給水協議書記載の内容を変更する必要があるときは、乙又は給水装置所有者、使用者等この協定に係る給水に関わる者は、規則要綱に基づき協議を行い、この協定の変更手続きを行うとともに、1日最大計画給水量を増量変更することで新たに必要となる給水協力金を甲に納付しなければならない。

(瑕疵担保)

第6条 乙は、公道及び開発地内の帰属道路等について、完了引渡し後もしくは帰属完了後であっても、道路管理者から本開発給水工事の施工上の瑕疵により道路に損害を与えたとして、原型復旧もしくは第三者への損害賠償等の指示があった場合は、修補または損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の責は、完了引渡し後若しくは帰属完了後2年とする。但しその瑕疵が重大な過失により生じた場合は5年とする。

(権利義務の承継)

第7条 乙は、本協定に定める事業を第三者に譲渡しようとする場合において、乙は本協定書に定めた事項を全て事業譲受人に継承させるよう措置しなければならないものとし、事業譲渡の際すでに乙が負担していた義務は、乙並びにその譲受人が連帯してその責を負うものとする。

2 前項に定める事業譲渡にあたっては、あらかじめ甲及び利害関係者若しくはその代表者に了解を得るとともに、事業譲渡の経過について報告しその同意を得るものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定める事項に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項に関しては、条例、規則、要綱を遵守し、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 兵庫県丹波篠山市北新町41番地  
丹波篠山市長

乙

様式第1号 (第5条関係)  
様式第2号 (第6条関係)  
様式第3号 (第6条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第5号 (第6条関係)  
様式第6号 (第20条、第23条関係)  
様式第7号 (第21条関係)  
様式第8号 (第22条関係)  
様式第9号 (第23条関係)  
様式第10号 (第23条関係)  
様式第11号 (第23条関係)  
様式第12号 (第23条関係)  
様式第13号 (第24条関係)  
様式第14号 (第28条関係)  
様式第15号 (第29条関係)  
様式第16号 (第7条関係)  
様式第17号 (第7条関係)  
様式第18号 (第7条関係)